

<対象事件> 債権の管理回収について

<選定理由> 債権は地方公共団体の財産の1つと位置づけられ（自治法 237①）、政令の定めるところにより督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとることが求められている（同 240②）一方で、住民福祉の増進及び最少経費で最大効果の観点（同 2⑭）から徴収しない選択肢が認められている（同 240③）。しかしながら、多くの自治体において職員数が限られ定期的な異動があること等から、適切な管理が容易でなく、特に一宮市においては債権管理を統括する部署もなく債権管理一般を定めた条例も存在しない。そこで、一宮市の債権について全庁的に管理回収状況を確認し、適法性及び経済性・効率性・有効性の観点から債権管理回収業務が適切に行われているか監査を行うことは、有益であると判断し、包括外部監査のテーマに選定した。

<監査の主な実施内容>

・債権の管理回収について、アンケートを実施して管理状況を確認した上で、個別監査の対象とした債権について 2024 年度分を中心に資料の確認、ヒアリング等を実施した。

<監査の結果> ※ 報告書では、法令や規則等に違反している、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要と考える事項については【指摘】(86 件)、法令や規則等に違反していないが、経済性・効率性・有効性及び合理性・相当性の観点から、是正措置を推奨する事項については【意見】(74 件)と表記した。なお、本紙文中の【】内の数字は報告書末尾に添付した監査の結果一覧の対象債権の項数及び指摘・意見の番号を、()内のページ数は報告書の該当ページを指す。

第1 債権の性質について

自治体の債権は、一般的に強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権に分類され、それぞれ管理方法が異なるところ、いずれに該当するか所管課で整理、把握がなされていないもの【総論1】、法の規定に反し、あるいは判例の考え方と整合しないと思われる整理がなされているもの【市民健康部 2-4、7-3、建設部 1-1、2-1】について、見直しをされたい。

第2 債権の発生・賦課について

固定資産税の税額を決める賦課決定において、特例が市内で统一的に適用されていないと思われる例【財務部 3-1】、庁内で賦課に関する考え方が統一されていないと思われる例【財務部 3-2】について、統一的な取扱いをすべきである。

第3 調定・納入通知について

- 1 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないところ（自治法 231）、徴収を外部に委託している債権の中で、受託者を納入義務者としているものがあった（【市民健康部 2-1】、【市民健康部 7-1】、【環境部 2-1】）。しかしながら、受託者はこれらの債権自体の納入義務を負う者ではない（受託者が負うのは委託契約等に基づく受領金の引渡義務等であると考えられる）ことから、取扱いについて見直しをされたい。
- 2 法令上、延滞金が発生する債権について、延滞金の調定がされず、請求されていないものがあった（【建設部 1-3】、【建設部 2-2】）。法令に従い、請求をするか、免除をするのであればその手続をすべきである。

第4 督促について

- 1 歳入を納期限までに納付をしない者がいるときは、期限を指定して督促をしなければならない（自治法 231 の 3、自治令 171）。督促の時期及び方式について自治法、自治令には定めはないが、一宮市の債権回収マニュアルでは納期限後 20 日以内に書面による督促をする旨の記載がある。しかしながら、そもそも督促がなされていないもの（【福祉部 4-1】等）、督促の時期が適当でないと考えられるもの（【福祉部 1-5】）、督促が書面でなされていないもの（【まちづくり部 1-1】）があった。督促がなされていないものは督促をすべきであるし、後二者の取扱いは法令違反とはならないが、適切な債権管理という観点からは正されるべきことが望ましい。
- 2 督促状に教示文を記載すべきものについて記載のないものがあった（【建設部 1-2】等）ので、記載すべきである。
- 3 一宮市では、督促の時期や方式に関する統一的な取扱いを定めた規定が存在しない。上記のマニュアルも各所管課に浸透しているとは言いがたい。管理の指針となるよう条例や規則等により統一的な規律を設けることが望ましい【総論 2】。

第5 催告・納付交渉について

- 1 督促をしてもなお支払いのない者に対する請求（催告）や、連絡の取れた者との納付交渉は、法令上の定めはないが、滞納債権全てにつき滞納処分や訴訟をすることは現実的でないことや、最少経費で最大効果という観点から、債権管理において必要不可欠である（9 頁）。催告の方法としては、書面催告、電話催告、訪問催告があるが、書面催告のみ実施している例があった【市民健康部 1-2、福祉部 1-6 等】。しかしながら、書面催告のみでは効果が限定的であるため、個別にマニュアル等があればそれに従い電話催告等を実施すべきであり、ない場合にも適宜電話催告等を行うことが望ましい。
- 2 納付交渉の結果、債務者が分割納付を希望し、一宮市として受け入れた場合には、それを書面化し、その後の納付管理や時効管理に活かすとともに、異動が生じた際に後任者へ適切に引き継ぐために、分割納付誓約書等の書面にすべきであるが、書面化されていないもの（【財務部 5-3】）や書面化されているが書式が統一されず（【子ども家庭部 1-3】）あるいは文面が適当ではないと思われるもの（【上下水道部 3-1】）があったので是正されたい。
- 3 生活保護法による徴収金等について、適切に債権管理がなされていないことを理由として、2016 年に国庫負担金の一部の返還を求められたことがあった。同年以降現在に至るまで国庫負担金の精算事務が行われていないが、その理由は訪問による納入指導・催告や、保護を廃止した債務者・債権者が死亡した場合の相続人等への納入指導・催告が実施されていないためとのことである。その結果、国に返還した、あるいは精算事務を行っていない金額が 9000 万円超になっていることが判明したので、早急に精算事務を行う（行うことのできる体制を整える）べきである【福祉部 1-1】。

第6 各種調査について

催告書等が届かない場合の所在調査、債務者が死亡した場合の相続人調査についてなされていない例があった【市民健康部 1-3、福祉部 1-2、子ども家庭部 2-1、病院事業部 1-6、上下水道部 3-3 等】が、これらの調査は債権管理において必要不可欠であるため、原則として全件について実施されたい。また、財産調査については、そこで得られる情報はその後の方針決定に必要な情報であるため、可能な範囲で実施されたい【福祉部 1-10、子ども家庭部 9-1 等】。

第7 相続人への請求について

債務者が死亡した場合に納付義務はその相続人に法定相続分に応じて承継されること、相続人への請求がなされていないものや、一部の相続人に全額請求し他の相続人に請求していないものがあるため是正されたい【福祉部 4-2、上下水道部 5-3 等】。

第8 連帯保証人への意思確認、請求について

連帯保証人を設定する債権については、連帯保証人の意思確認を確実に行うとともに【病院事業部 1-3】、連帯保証人に対しても請求をすべきである【子ども家庭部 11-2】。

第9 滞納処分・訴訟について

督促後一定期間を経過してもなお納付がないものについては、原則として滞納処分や訴訟等により回収を図らなければならない（地方税法 331①等、自治令 171 条の 2）が、なされていないものが多数あった。全件についてこれらの措置をとることは現実的でないとしても、回収の可否等を検討し、必要に応じてこれらの措置をとれる体制を整えるべきである【総論 6 等】。

なお、滞納処分については納税課債権回収特別対策室が税外債権の一部について移管を受けて実施している（38 頁）ほか、下水道使用料について滞納処分の予告をしたことで 2700 万円もの滞納金の回収に繋がった例（259 頁）もあり、回収が可能と判断できるものについては積極的に行うべきである。また、訴訟等については、詳細なマニュアルが存在する（39 頁）ほか、支払督促や少額訴訟を実施した例もあり、こうした事例や情報を他の部署とも共有しつつ、回収に繋げていくことが望ましい。

第10 徴収緩和措置について

債務者が生活困窮者である場合や債権が少額で取立費用に満たないような場合には、徴収をせず、債務を消滅させる措置をとることができる（地方税法 15 の 7、自治令 171 の 5 等）。一宮市の債権管理においては、これらの措置がとられることはほとんど無く、上記の場合にも消滅時効期間の経過を待つという対応がなされることが多いが、住民福祉の増進の観点及び最少経費で最大効果の観点から、これらの措置については、基準を定め、積極的に活用することが望ましい【総論 4 等】。

第11 時効の管理について

公債権については消滅時効期間の経過により、私債権にはそれに加え債務者の援用によって消滅する（自治法 236、民法 145）。債権管理においては、時効に関する正確な知識を持つと共に、時効消滅をしないように管理をしなければならないところ、時効期間の把握がなされていない【総務部 1-1、福祉部 5-1】、督促や債務承認などの時効の更新事由が反映されていない【病院事業部 1-8、3-3、上下水道部 5-9】等、適切な管理がなされているとは言いがたい対応が見受けられたので、是正すべきである。

第12 不納欠損について

医業収益に関する債権について、消滅時効期間を経過した債権につき、条例上債権放棄の規定があるにも関わらず、債権放棄をせずに不納欠損がなされていたので、債権放棄をした上で不納欠損されたい【病院事業部 1-9 等】。なお、水道料金については過去に監査で指摘されは正がされていた（272 頁）。

第13 記録の管理、その他

- 1 滞納が生じている債権については、回収まで長期にわたって管理をする必要が生じることがある。その間の適切な管理や後任者への適切な引継のため、なるべく記録は一元的に、かつ検索のしやすい形で記録を管理することが望ましい【子ども家庭部 1-2、病院事業部 3-4 等】。
- 2 一宮市として、督促や債権放棄等に関する統一的な規律を設けると共に、全庁的に債権管理事務を統括して統一的な債権管理ができる体制を整えることが望ましい【総論 2 ないし 6】。